

くらしの法律シリーズ ①

# 相続のはなし



ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

TEL 075-256-1881

FAX 075-231-8506

人の死は悲しい出来事です。しかも、残された遺族は、葬儀のこと、お墓のことなど様々なことに対応しなければなりません。故人の財産の相続もそうした一つです。あまり知られていませんが、法律事務所への相談でもっとも多いのは、家族・親族間の紛争です。高齢化社会といわれている今、相続の制度を理解しておくことは必須となっています。

## 相続人・相続財産って何？

### 相続人は誰？

遺言書がない場合、誰が相続人となるかについては、法律で決められています。

配偶者は常に相続人となり、子どもがいるときは子どもも相続人となります。

子どもがいないときは親（直系尊属）が相続人となります。

子どもも親もいないときには兄弟姉妹が相続人となります。

相続人が誰かということを知ることは、一見簡単なように思えますが、現実には、亡くなっ

### 相続人がいないときは？

相続人がいない場合、相続財産は、国の財産となります。しかし、長年被相続人の世話をってきた人など（特別縁故者）については、相続財産の中から一定の財産が渡される「特別縁故者に対する相続財産分与制度」もあります。

た方（「被相続人」）の出生から死亡時までの戸籍をすべて取り寄せて確認することが必要ですので、意外と手間がかかります。

### どんな財産が相続されるの？

相続の対象となるのは、被相続人のすべての財産です。

預貯金、不動産、株式など、どのような形で存在していてもかまいません。

注意しなければならないのは、マイナスの財産（いわゆる借金）も相続の対象となるということです。

相続では、プラスの財産だけ相続して、借金だけは相続しないということは認められていませんので、被相続人に借金がある場合、相続をするかどうかは重要な判断となります（5ページの「相続放棄」を参照）。

ほかに注意しなければならないのは、生命保険金です。

生命保険金については、保険契約で受取人が指定されているか否かなどで、相続財産となるのか否かが異なってきます。

たとえば、多額の負債を抱えているが、他方で生命保険金が支払われるという場合、どのような保険契約となっているかが非常に重要となってきます。

## 親族間で もめています…

相続人と相続財産が決まれば、今度はどのように分けるかという話になります。

### 法定相続分って何？

相続人が1人の場合は問題ありませんが、複数の場合、相続人全員の話し合いで遺産の分け方を決めます（「遺産分割協議」）。

遺言書がない場合の相続の割合（「法定相続分」）が民法で決められています。相続人全員の話し合いで法定相続分と異なる分け方をしてもまったくかまいません。

法定相続分は、話し合いでまとまらなかった場合に分けるときの割合を定めたものです。

法定相続分は、次のように決められています。

- ①相続人が配偶者と被相続人の子ども  
⇒配偶者2分の1、子ども2分の1
- ②相続人が配偶者と被相続人の父母  
⇒配偶者3分の2、父母3分の1
- ③相続人が配偶者と被相続人の兄弟  
⇒配偶者4分の3、兄弟4分の1

なお、子ども、父母、兄弟がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

### 遺産分割調停って何？

前述のように、遺産分割は相続人全員の話し合いで決めることが原則です。

しかし、当事者同士の話し合いでまとまらない場合などは、家庭裁判所に対して「遺産分割調停」を申し立てることになります。

調停は、裁判所の調停委員に間に入ってもらって話し合いをするという制度です。

多くの紛争は調停で解決することが多いのですが、調停はあくまでも話し合いの場ですので、



どうしても折り合いがつかない場合は、家庭裁判所において審判（判決のようなもの）が出されて最終的な結論が出ます。

### 寄与分って何？

相続人の中の公平を図るために定められている制度です。たとえば、長男が被相続人の個人事業を一緒になって支えたおかげで被相続人の財産が形成されたのに、法定相続割合があるからといって長男と次男が同じ割合で相続すると不公平な結果となります。

そこで、被相続人の財産の維持または増加について特別な寄与があった場合には、法定相続分のほかに寄与分が認められます。

注意しなければならないのは、寄与分が認められるのは、「特別な寄与」がある場合で、通常の親族間でみられる程度の寄与では、寄与分は認められません。

また、寄与分を主張できるのは、相続人に限られるので、内縁の妻（夫）は寄与分は認められません。

### 特別受益って何？

これも相続人間の公平をはかるために定められている制度です。

たとえば、被相続人が生前に長男のために家

を建ててあげたという事情があるのに、法定相続割合があるからといって長男とそうしたことをしてもらっていない次男が同じ割合で相続をすると不公平な結果となります。

そこで、特定の相続人が、被相続人から婚姻、養子縁組のため、もしくは生計の資本として生前贈与などを受けているときに、その受益分を考慮に入れて相続分を計算することになります。

ちなみに、特別受益が存在する場合の計算方法は複雑ですので、弁護士に相談された方がよいでしょう。



## 相続税は いくらかかるの？

### 相続税がかからない場合もあるの？

意外と知られていませんが、現在の税制度では9割以上の方は相続税がかかりません。

相続税には一定額まで控除される制度があるからです。この一定額のことを基礎控除額と呼んでいます。

基礎控除額は、次の計算式で計算します。

$$\text{基礎控除額} = 5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

たとえば法定相続人の数が1人の場合、6,000万円以下の相続財産しかない場合は相続税は発生しません。

同様に相続人の数が2人の場合、7,000万円以下の相続財産しかない場合は相続税は発生しません。

### 相続税の計算方法の概略

相続税の計算方法は複雑ですし、今後法改正もあり得るので、詳細については税理士にご相談

談されることをお勧めしますが、概略は以下のとおりです。

#### ①課税価格の合計額（ステップ1）

まず最初に課税価格の合計額を計算します。相続人ごとに相続税の対象となる財産である不動産、預貯金、有価証券、家財道具、死亡保険金等について、財産評価額を合計し、その額から被相続人の債務、葬儀費用などを差し引きます。

$$\text{相続人ごとの課税価格} = \text{相続人ごとの取得財産の価格} - \text{債務・葬式費用等}$$

相続人ごとの課税価格を合計したものを「課税価格の合計額」といいます。

#### ②課税される遺産総額（ステップ2）

このステップで、課税価格の合計額が基礎控除額以下であれば、相続税はかかりません。

$$\text{課税される遺産総額} = \text{課税価格の合計額} - \text{基礎控除額}$$



### ③各人の仮の相続税額の計算（ステップ3）

課税される遺産総額を各相続人が法定相続分に応じて取得したものと仮定して、各相続人ごとの取得金額を計算し、これに相続税の税率をかけ、控除額を差し引いて「各相続人の仮の相続税」を算出します。

各相続人の仮の相続税額＝  
課税される遺産総額×各相続人の法定相続分  
×速算表の税率－速算表の控除額

この各相続人の仮の相続税額すべてを合計したものが相続税の総額となります。

各人が分担すべき税額の計算は、各人が現実に取得した財産の価格を前提に、さらに細かい計算を行なっていきます。

#### 相続税の速算表

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

## 借金が多いので 相続したくない！

相続財産のところでふれましたが、相続財産にはプラスの財産だけでなく、マイナスの財産（借金）も相続の対象となります。

法律では、相続をするか否かについて、3つの制度が用意されています。

#### ①単純相続

プラスの財産もマイナスの財産も含めてすべて相続する場合です。

普通、相続という場合、この単純相続を意味します。

特に何らかの手続が必要なわけではなく、被相続人の死亡後、後に説明する相続放棄や限定承認という手続を取らなければ、単純相続したものと見なされます。

#### ②相続放棄

プラスの財産もマイナスの財産も含めてすべて相続しない場合です。

この場合、家庭裁判所に対して相続放棄の手

続を取らなければなりません。

注意しなければならないのは、相続放棄は、相続の発生を知ったときから原則3ヵ月以内に家庭裁判所に相続放棄の手続を取らなければなりません。

ただ、それまで知らなかった借金の存在が後日明らかになったような場合は、3ヵ月経過後であっても、相続放棄が認められる余地がありますので、あきらめずに弁護士に相談してみるとよいでしょう。

### ③限定承認

プラスの財産とマイナスの財産があって、どちらが多いか分からないことがあります。そうした場合、単純相続をすべきか相続放棄をすべきか判断がつかないことがあります。

相続人が遺産を相続するときに相続財産の範囲内で借金を相続し、それを超えても借金を相続せず、他方相続財産の範囲内で借金が返済できれば、余ったプラスの財産を相続するという

制度です。

一見非常に便利な制度に見えますが、手続が煩雑であるため、現実にはあまり利用されていません。

#### column

### お墓の承継



お墓や仏壇などは、その性質上、今までに説明してきたような通常の相続とは異なった扱いがされています。これらについては相続の対象ではなく、祖先の祭祀を主催すべき者が承継することとなっています。

祭祀を主催すべき者については、遺言書で指定があればその者が、指定がなければ慣習にしたがって承継者が決まります。決まらない場合は、通常の相続の手続と同様に調停・審判で決められることとなります。



Kyoto Law Office

ともに考え、ともに歩む

# 京都法律事務所

〒604-0981 京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階  
TEL 075-256-1881 FAX 075-231-8506  
<http://www.kyotolaw.jp/>

お電話で  
ご予約 **075-256-1881**

**ご相談**  
平日 10:00～17:00  
毎週水曜日は夜間相談あり  
17:00～19:40  
土曜 10:00～15:00  
(第2土曜を除く)

**受付**  
平日 9:00～19:00  
土曜 9:00～15:00  
(第2土曜を除く)

ホームページから 24時間受付

<http://www.kyotolaw.jp/>

ご相談申込フォームからお申込ください。当日もしくは翌開所日に、折り返しお電話にてご連絡いたします。



- 地下鉄烏丸線：「丸太町」で下車、①③⑤⑦番出口、徒歩10分
  - 京阪鴨東線：「神宮丸太町」から徒歩10分
- ◎お車で越越しの場合は、ビル地階の駐車場をご利用ください

**法テラス** の制度も利用できます。



携帯サイトへのアクセスは左のQRコードをご利用ください。  
<http://www.kyotolaw.jp/m/>

キ リ ト リ

お知り合いに法律問題で困っている方がおられましたら、このカードをお渡しください

## ご紹介カード

このカードをご持参の方は、初回相談を無料とさせていただきます

相談者のお名前

電話

紹介者のお名前

電話

当事務所とのつながり(団体名など)

※必ず事前にご予約ください